

事 務 連 絡  
平成 23 年 9 月 26 日

各都道府県市民活動担当課長 殿

内閣府大臣官房市民活動促進課長

「東日本大震災による特定非営利活動促進法第 28 条第 1 項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」による免責措置の終了について

平成 23 年 6 月 29 日付事務連絡でご連絡したとおり、標題の政令により特定非営利活動法人（以下、「法人」という。）の義務についての不履行の免責が本年 9 月 30 日まで延長されていたところですが、震災から半年という一定期間が経過したことから、更なる再延長措置は講じず、9 月 30 日をもって免責措置を終了することをお知らせいたします。

しかしながら、震災から半年が経過した現時点においても引き続き、今回の震災による被害により法第 28 条第 1 項、法第 29 条第 1 項の規定により作成・提出が義務付けられている事業報告書等のうち一部の作成が困難である事例が見受けられます。

そのため、各都道府県におかれましては、震災による関係書類の散逸等により、作成が困難となった法人等については、震災による影響を斟酌し、その事情に応じ、適切に対処していただくよう、よろしくお願いいたします。

震災による被害を受けた法人への事業報告書等の提出については、別紙に対処方針の参考をお示しいたしますので、各事情に応じた適切な助言等を行い、指導・監督を実施していただきますようお願いいたします。

【本件問い合わせ先】

内閣府大臣官房市民活動促進課

担当：梅田、池田

連絡先：03-5253-2111（代表）

(別紙)

東日本大震災の影響を考慮した特定非営利活動促進法第28条第1項の規定による事業報告書等の作成について

提出書類	対処方針
事業報告書等提出書	原則、従前の通り作成して提出。
事業報告書	関係書類の散逸等により、実施日時、従事者、事業費金額等が把握できない場合には、事業の概要が明瞭に示されていれば、足りるものとする。
財産目録	原則、従前の通り作成して提出。しかしながら、毀損、消失等により金額の算定などが困難であるなどの事情については、配慮。
貸借対照表	原則、従前の通り作成して提出。しかしながら、毀損、消失等により金額の算定などが困難であるなどの事情については、配慮。
収支計算書	関係書類の散逸等により、個々の収入、支出等が把握できない場合には、収支の概要が明瞭に示されていれば、足りるものとする。
前年度の役員名簿	原則、従前の通り作成して提出。
全事業年度の社員のうち10人以上の名簿	原則、従前の通り作成して提出。